



教小第 7 9 5 - 3 号
令和 6 年 3 月 1 3 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「公立義務教育諸学校派遣職員要綱」及び「公立義務教育諸学校非常勤講師等配置事業実施要項」
の運用について（通知）

「公立義務教育諸学校派遣職員要綱」及び「公立義務教育諸学校非常勤講師等配置事業実施要項」の
運用について、下記のとおりとしたので適正な事務処理をお願いします。

なお、令和 5 年 3 月 3 0 日付け教小第 7 5 7 - 3 号の通知は令和 6 年 3 月 3 1 日限りで廃止します。

記

第 1 任用関係（総則的事項）

- 1 非常勤講師は、常勤職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 以内の勤務時間をもって任用される者であり、これを超えてはならない。
- 2 非常勤講師を配置する目的は、授業の確保及び水準の維持であり、原則としてそれ以外の用務に就かせてはならない。公立義務教育諸学校非常勤講師等配置事業実施要項（以下「実施要項」という。）第 4 条に定める職務のうち、「その他必要な業務」とは、原則として授業日に行う教材研究のことであるので、適切な運用を行うこと。
なお、初任者研修非常勤講師のうち指導教員として任用される非常勤講師の職務は、初任者に対する指導及び助言であり、指導教員の担当授業時数等校務分掌の軽減を図るために任用される非常勤講師の職務は授業及び指導教員の校務分掌の負担軽減に係る業務である。学級運営等の改善のための非常勤講師の職務は、授業その他学級運営の改善を図るための業務である。また、妊娠養護教員対応非常勤講師の職務は、児童・生徒の養護の業務である。
- 3 初任者研修非常勤講師は、初任者研修の実施にあわせて措置されるものである。したがって、初任者研修との関連が認められない職務を命じないこと。
- 4 妊娠教員体育代替非常勤講師は、体育の実技指導に支障が生じることに伴い措置されるものであるので適切に配置すること。

第 2 任用関係（個別的事項）

- 1 初任者研修非常勤講師は、次の条件で任用する。
 - (1) 小・中学校の指導教員に係る非常勤講師の措置
拠点校方式によらない初任者配置校では、初任者 1 人について指導教員に係る非常勤講師 1 人

を措置し、当該非常勤講師は、一の年度内で70日の勤務日数、一日につき6時間の勤務時間で任用するものとする。

(2) 機関研修に係る非常勤講師の措置

拠点校方式及び拠点校方式によらない初任者配置校では、初任者1人について機関研修に係る非常勤講師を1人措置し、当該非常勤講師は、一の年度内で8日、一日につき7時間の勤務時間で任用するものとする。

2 長期研修代替非常勤講師は、派遣対象校に1人措置し、当該非常勤講師は、研修に従事する教員の研修期間の範囲内で、一週間につき5日の勤務日数、一日につき5時間の勤務時間で任用するものとする。

3 妊娠教員体育代替非常勤講師は、次の条件で任用する。

(1) 小学校の場合の措置

派遣対象校に1人措置し、当該非常勤講師は、妊娠している教員の妊娠判明時から産前休暇に入るまで、一週間につき6時間の勤務時間で任用するものとする。

(2) 中学校の場合の措置

派遣対象校に1人措置し、当該非常勤講師は、妊娠している教員の妊娠判明時から産前休暇に入るまで、一週間につき13時間の勤務時間で任用するものとする。

4 免許外教科担任非常勤講師は、次の条件で任用する。

(1) 8学級以下の学校で、派遣が必要と認められる学校については、非常勤講師を一校につき2教科2名以内で措置し、当該非常勤講師は、一の年度内で70日の勤務日数、一日につき4時間以内の勤務時間で任用するものとする。

(2) 9学級から12学級までの学校で、人事異動を行ってもなお免許外教科担任の解消が困難であると認められる学校については、必要に応じて非常勤講師を一校につき1教科1名措置し、当該非常勤講師は、一の年度内で70日の勤務日数、一日につき4時間以内の勤務時間で任用するものとする。

(3) 前記(1)又は(2)の措置によっても免許外教科担任の解消が困難であると認められる学校については、予算の範囲内で、非常勤講師をさらに必要人数又は必要時間数分、任用できるものとする。

5 少人数指導非常勤講師は、派遣対象校に3人措置し、当該非常勤講師は一の年度内で原則として175日の勤務日数、一日につき5時間の勤務時間で任用するものとする。

6 学級運営等の改善のための非常勤講師は、派遣対象校に原則として1人措置し、原則として次の(1)又は(2)の条件で任用する。ただし、派遣対象校の改善の状況により、(1)の場合には20日間まで、(2)の場合には15日間まで、それぞれ延長して任用できるものとする。

(1) 一の年度内で60日、一週間につき5日の勤務日数、一日につき3時間の勤務時間

(2) 一の年度内で45日、一週間につき5日の勤務日数、一日につき4時間の勤務時間

7 小1問題対応非常勤講師は、派遣対象校に1人措置し、一の年度内で原則として420時間、一週間につき29時間以下の勤務時間で任用するものとする。

8 妊娠養護教員対応非常勤講師は、派遣対象校に1人措置し、4月から7月の間で、原則として、一週間につき25時間以下の勤務時間で任用するものとする。

9 小学校専科非常勤講師は、派遣対象校に1人措置し、当該非常勤講師は一の年度内で原則として175日の勤務日数、一日につき5時間の勤務時間で任用するものとする。

10 欠員等対応非常勤講師は、派遣対象校に1人措置し、当該非常勤講師は一の年度内で原則として175日以内の勤務日数、一日につき5時間以内の勤務時間で任用するものとする。

第3 勤務日関係

- 1 非常勤講師の勤務の割振りについては、その職及び業務内容の実情に応ずるよう、かつ、明確に割振りを定めること。
- 2 派遣職員については、原則として、休日には勤務を割振らないようにすること。

第4 休暇関係

休暇の取扱いに関して協議すべき点が生じた場合には、市町村教育委員会は教育事務所長と協議すること。

第5 その他

- 1 初任者研修非常勤講師、長期研修非常勤講師、妊娠教員体育代替非常勤講師及び妊娠養護教員対応非常勤講師については、本務者の研修の都合（初任者研修対象者が、病気等で長期にわたり初任者研修の受講が不可能になった等）等で任用期間が変更になる場合があるので、採用の際は、その旨を本人に了解させておくこと。
- 2 学校行事（運動会、文化祭、始業式、終業式等）が行われる日に、非常勤講師を当該行事に係る業務に従事させないこと。また、遠足の引率等に非常勤講師に従事させないこと。
ただし、学校行事が行われる日において、授業が実施される場合については、非常勤講師を措置することができる。また、学級運営等の改善のための非常勤講師及び小1問題対応非常勤講師については、授業の実施の有無にかかわらず措置することができる。
- 3 非常勤講師の取扱いについて協議すべき点が生じた場合には、市町村教育委員会は教育事務所長と協議すること。
- 4 初任者研修非常勤講師（機関研修に係る非常勤講師）については本務者が勤務していない状況においても勤務できる。ただし、本務者が長期の休暇等を取得し、代員が措置される場合は、非常勤講師の任期を短縮し、退職となる。
- 5 妊娠教員体育代替非常勤講師、妊娠養護教員対応非常勤講師については、本務者が勤務していない状況においても勤務できる。また、本務者が病気休暇を取得し、代員が配置されない場合、病気休暇期間が終了するまでの間勤務できる。代員が措置された場合は、非常勤講師の任期を短縮し、退職となる。
- 6 免許外教科担任非常勤講師については、必要に応じて1日の勤務時間内の範囲に限り、長期休業中に行われる埼玉県小・中学校等教育課程研究協議会への参加及び出張命令を行うことができる。